

～『女(ひと)と男(ひと)で築く、やさしく住みよいまちづくり』をめざして～

# 平成 27 年度 男女共同参画に関する市民意識調査報告書 【概要版】

## 調査の概要

### 1. 調査の目的

男女共同参画に関する市民の意識や実態の変化を分析し、現状とこれからの取り組む課題を把握するとともに、男女共同参画計画を見直すための基礎資料として活用し、今後の男女共同参画を効果的に推進することを目的に実施しました。

### 2. 調査項目

- |                               |                        |
|-------------------------------|------------------------|
| (1) 回答者について                   | (2) 男女平等について           |
| (3) 結婚観について                   | (4) 家庭生活全般について         |
| (5) 子育て・教育について                | (6) 女性の社会参画について        |
| (7) 仕事、家庭、地域活動等の両立について        | (8) 配偶者などからの暴力について     |
| (9) 男女間のセクハラについて              | (10) 人権の尊重について         |
| (11) メディアにおける性・暴力表現に関する意識について | (12) 男女共同参画に関するご意見やご要望 |

### 3. 調査設計

#### (1) 調査対象地域

宇城市内全域

#### (2) 調査対象

市内に在住する 20 歳以上の男女 3,000 人

#### (3) 調査対象者の抽出方法

住民基本台帳から無作為抽出

#### (4) 有効回収率

34.7% (回収数 1,042 票)

#### (5) 調査方法

郵送による配布、回収

#### (6) 調査期間

平成 27 年 7 月 2 日 (木) から平成 27 年 7 月 27 日 (月)

発行

宇城市 総務部 人権啓発課 男女共生係

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85 番地

電話

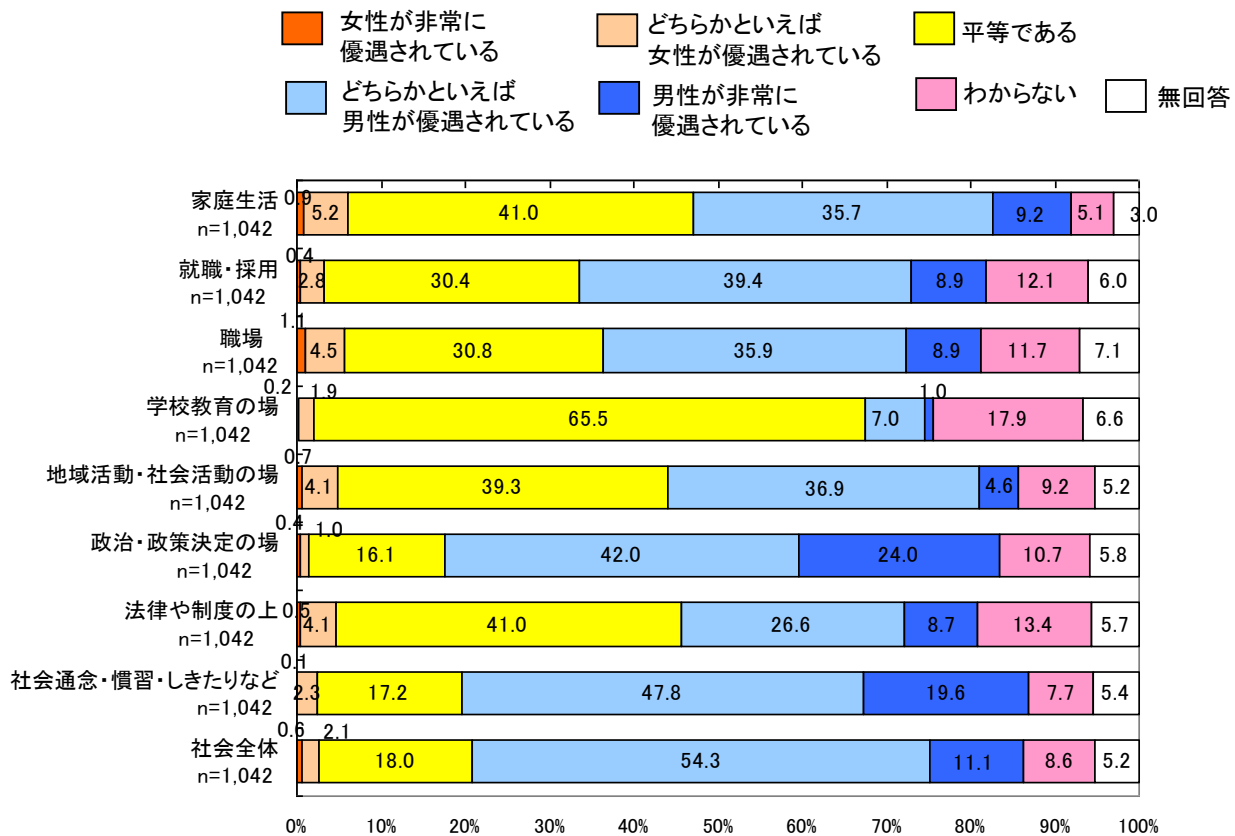
0964-32-1111 内線(1251)

# I 男女共同参画に関する意識について

## 1. 男女平等について

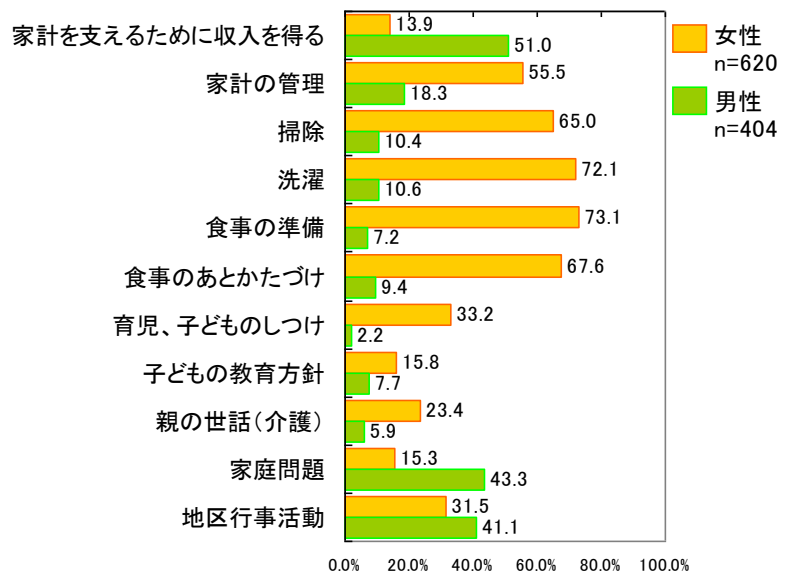
「学校教育の場」、「法律や制度の上」以外の分野ではすべて『男性優遇感』(「男性の方が非常に優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計)が高い割合となっています。

この内容については、平成17年と平成22年に同様の質問をしており、前回、前々回と比較して、家庭生活で「平等である」とする人の割合が有意に増加しています。



## 2. 男女の役割分担意識について

家庭生活での役割分担は、男性では「家計を支えるための収入を得る」の割合が高く、女性では「家計の管理」「掃除」「洗濯」「食事の準備」「食事のあとかたづけ」といった家事に関する項目が高くなっています。また、同様に「育児、子どものしつけ」「親の世話(介護)」についても、女性への依存が高い傾向がみられ、これらの役割は、女性が中心となって担っていることがうかがえます。

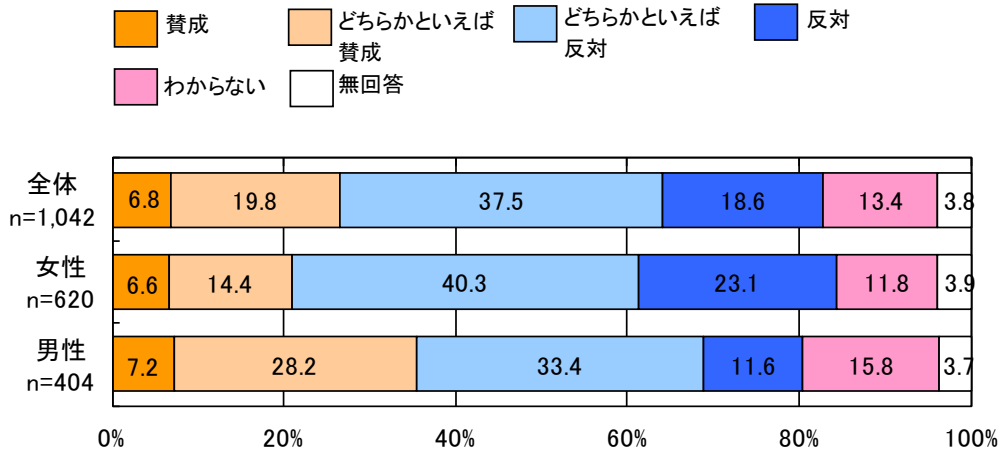


※「主に自分」と回答した人の割合を性別に比較

### 3. 性別による固定的役割分担の考え方について

「男性は仕事、女性は家事・育児・介護」という性別によって役割を固定する考え方については、『反対』（「反対である」と「どちらかといえば反対である」を合わせた結果）が 56.1%と過半数を超えています。

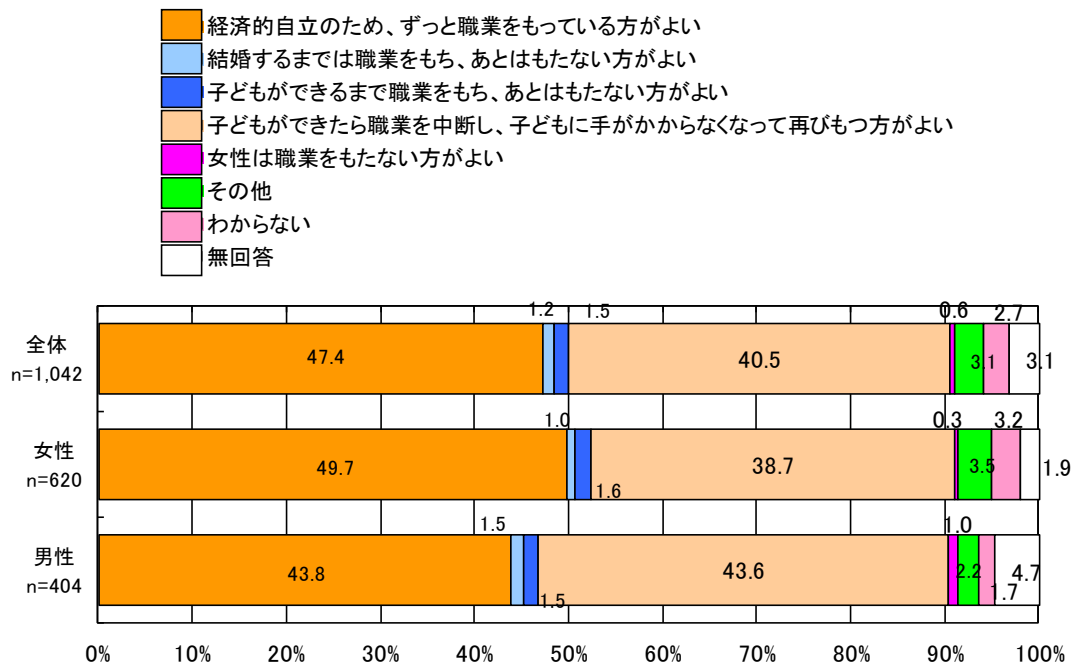
性別にみると、男女いずれも『反対』（女性 63.4%、男性 45.0%）が多くなっていますが、男性に比べ女性でその割合が高くなっています。



## Ⅱ 社会参画とワーク・ライフ・バランスについて

### 1. 女性の働き方について

女性が仕事をもつことについての考え方では、全体では「経済的自立のため、ずっと仕事をもっている方がよい」とする考えと、「子どもができたら仕事をいったん中断し、子どもに手がかからなくなって再びもつ方がよい」とする考え方が拮抗しています。なお、本市の子どもができて継続して就労することを支持する人の割合 47.4%は全国<sup>(※)</sup>平均程度となっており、平成 26 年度の県民<sup>(※)</sup>の結果よりも高くなっています。

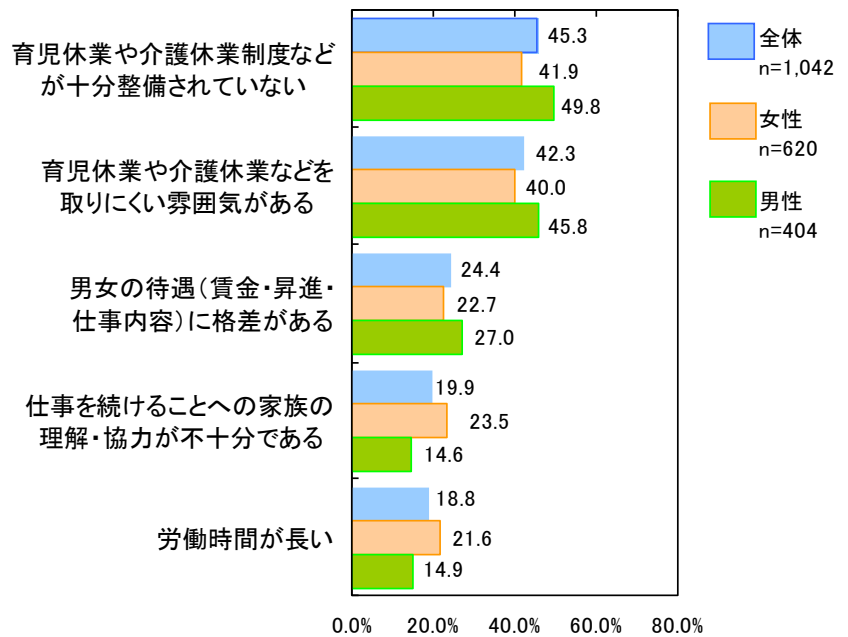


※1 平成 24 年度内閣府男女共同参画に関する世論調査

※2 平成 26 年度 男女共同参画に関する県民意識調査(熊本県)

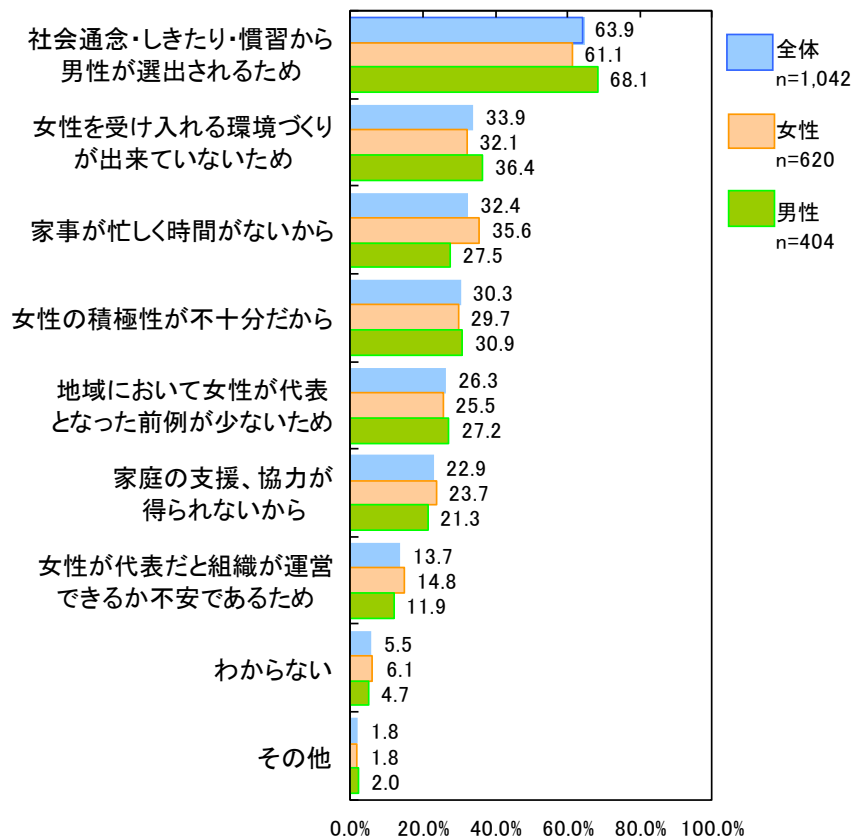
## 2. 女性が仕事を持ち続けるうえでの問題

「各種育児・介護支援制度などが十分整備されていない」が最も多く、これに「育児休業や介護休業制度を取りにくい雰囲気がある」が続いており、育児・介護支援制度に関する問題が上位を占めています。以下、「男女の待遇(賃金・昇進・仕事内容)に格差がある」、「仕事を続けることへの家族の理解・協力が不十分である」、「労働時間が長い」など、就労条件や家族の理解に関する回答が続いています。



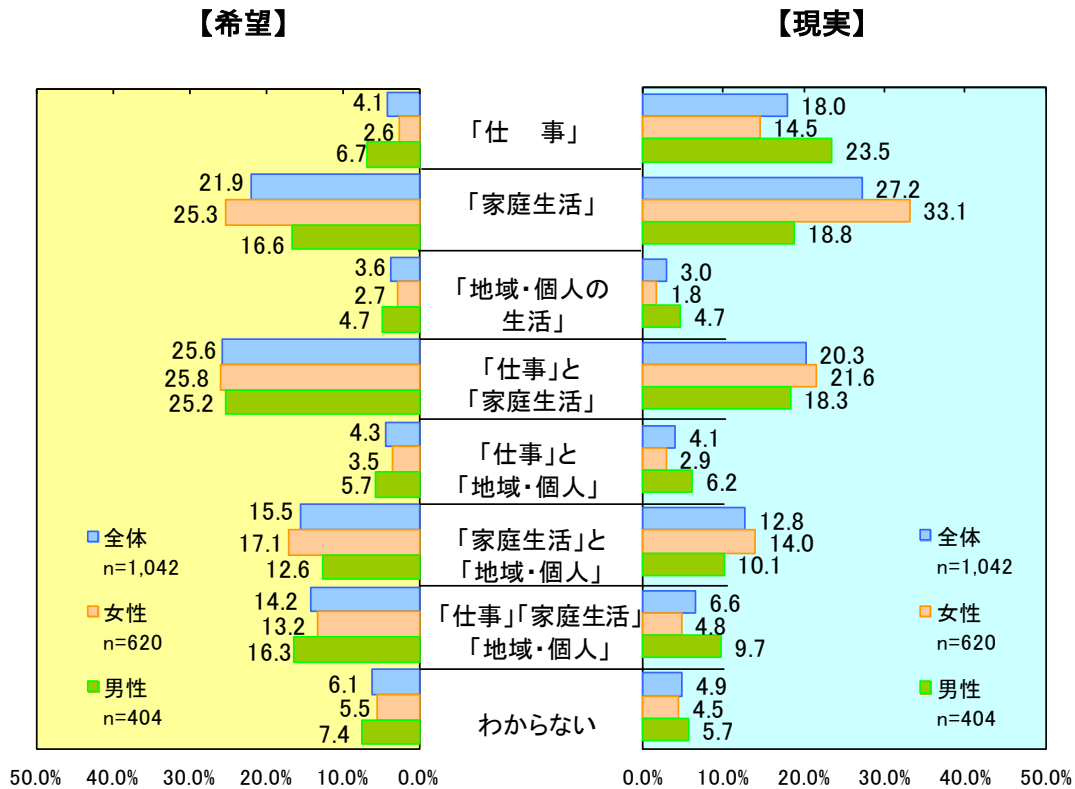
## 3. 企画立案、決定の場に女性が少ない原因

企画立案・政策決定の場に女性が少ない原因としては、「社会通念・しきたり・慣習から男性が選出されるため」が最も多く、次いで「女性を受け入れる環境づくりが出来ていないため」、「家事が忙しく時間がないから」、「女性の積極性が不十分だから」、「地域において女性が代表となった前例が少ないため」、「家庭の支援、協力が得られないから」が続いています。



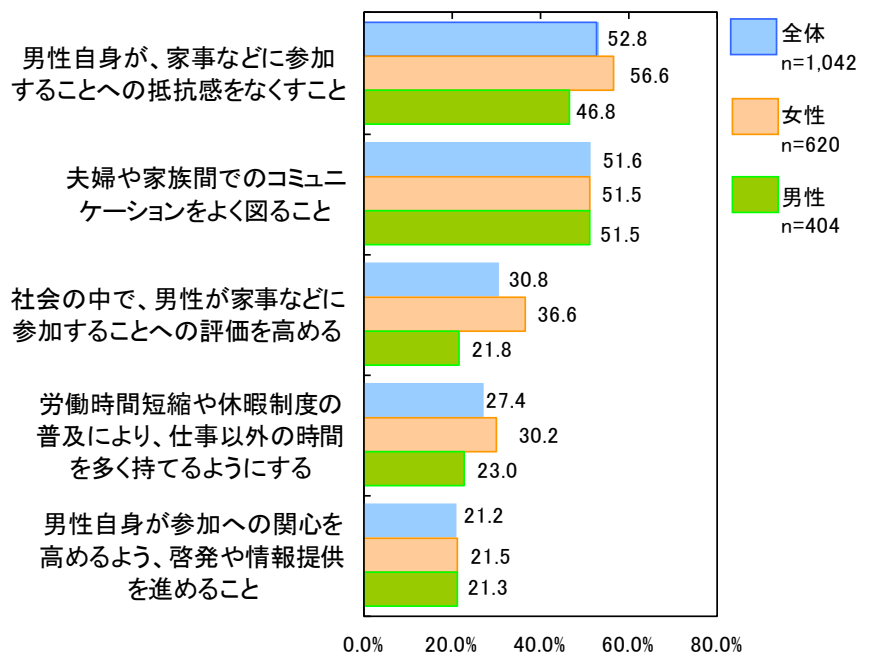
## 4. 仕事、家庭生活、地域・個人生活の両立に関する希望と実態

希望としては、「仕事」と「家庭生活」をともに優先させたいとする考えが多い中、現実には、男性では「仕事」を、女性では「家庭生活」を優先している現状がうかがえます。



## 5. 男性が女性と共に家事、子育て、介護、地域活動に参加していくために必要なこと

男性が女性と共に家事、子育て、介護、地域活動に参加していくために必要なこととしては、「男性自身が、家事などに参加することへの抵抗感をなくすこと」、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」で、いずれも半数以上の選択率となっています。続く「社会の中で、男性が家事などに参加することへの評価を高めること」では特に女性の支持割合が高く、このほか労働時間短縮などの制度普及や、意識啓発・情報提供、まわりの人の意識の持ち方に関する項目もある程度あげられています。



# Ⅲ ドメスティック・バイオレンスやセクハラについて

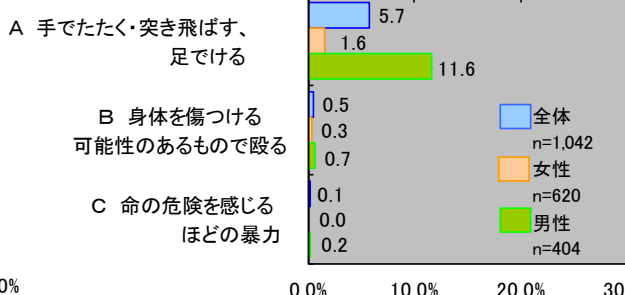
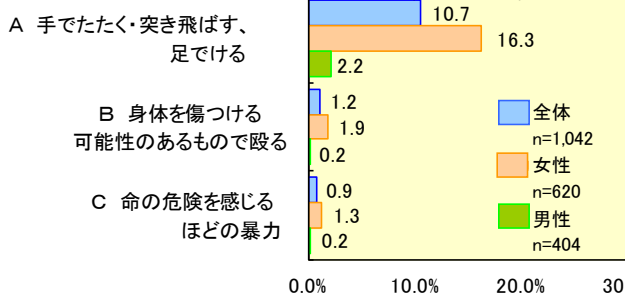
## 1. 配偶者などからの暴力について

DVに関する数種の例について、全体では被害、加害経験の「どちらもない」の割合が高くなっていますが、「手でたたく・突き飛ばす、足でける」(被害 10.7%、加害 5.7%)、「大声でどなって威嚇する」(被害 12.6%、加害 9.1%)では被害経験が1割台の回答となっています。また、「何を言っても、長時間無視し続ける」と「交友関係や電話、郵便物、お金の使い道などを細かく監視する」を除く項目で、男性は加害、女性では被害経験の割合が高くなっています。多くの項目で男性が加害者、女性が被害者になるケースが多くなっていますが、精神的な暴力では女性が加害者である場合もあることがうかがえる結果となっています。

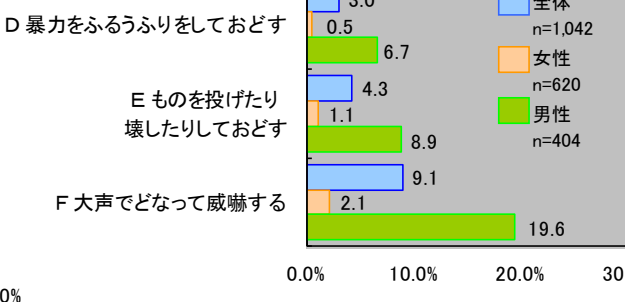
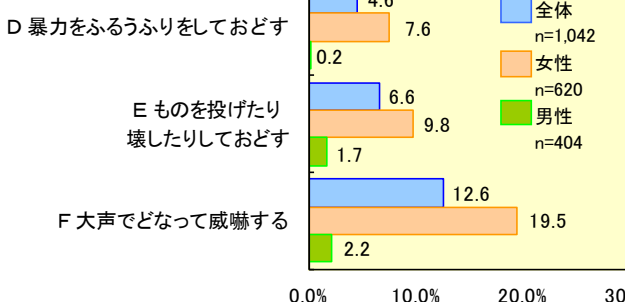
【被害経験】

【加害経験】

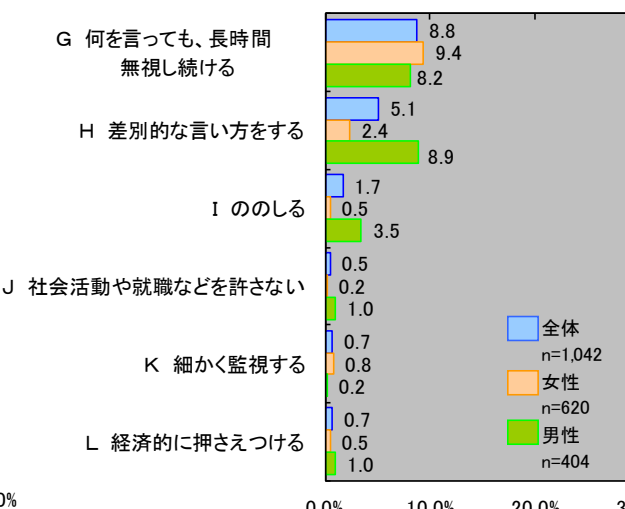
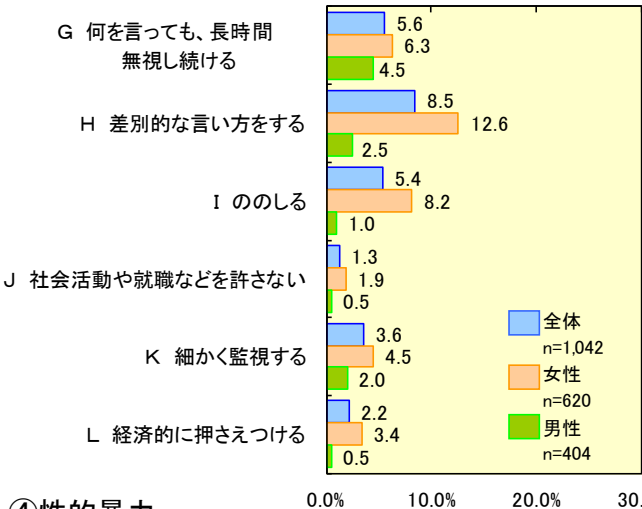
### ① 身体への攻撃



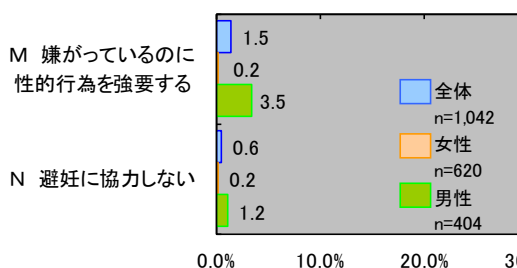
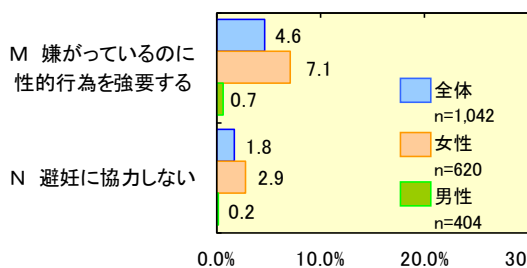
### ② 威嚇・おどし



### ③ 精神的・経済的暴力



### ④ 性的暴力



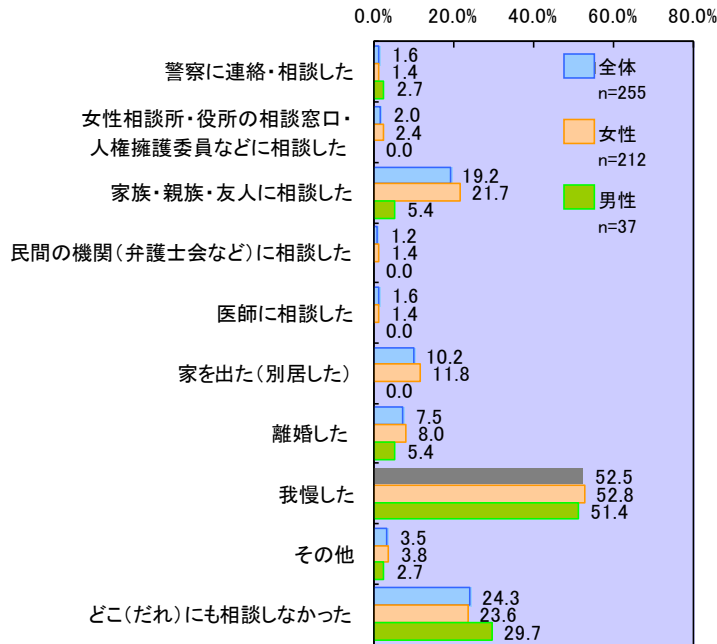


## 2. DV・セクハラを受けた際の対応

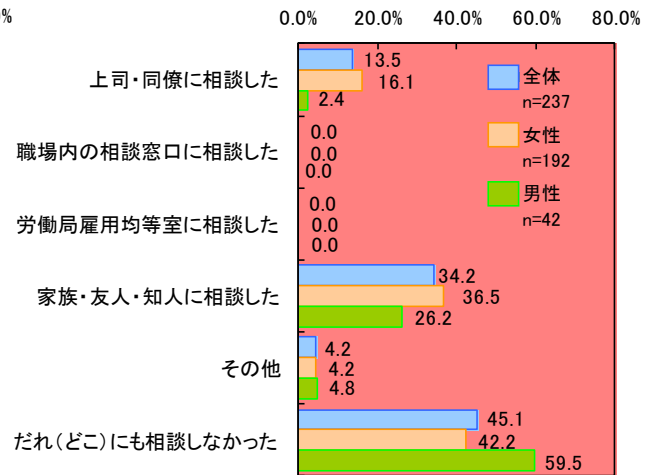
DVを受けた際の対応としては、「我慢した」が最も多く、次いで「どこ(だれ)にも相談しなかった」となっています。相談先としては「家族・親族・友人に相談した」が最も高いものの2割程度の結果となっています。性別にみると、「家族、親族、友人に相談した」では女性の割合が男性の割合を大きく上回っています。

セクハラを受けた際の対応では、「だれ(どこ)にも相談しなかった」が最も多く、次いで「家族、友人、知人に相談した」が続いています。性別にみると、「だれ(どこ)にも相談しなかった」とする対応は男性の割合が高く、「家族、友人、知人に相談した」、「上司、同僚に相談した」とする身近な人への相談については、女性の割合が高くなっています。

【DVを受けた際の対応】



【セクハラを受けた際の対応】



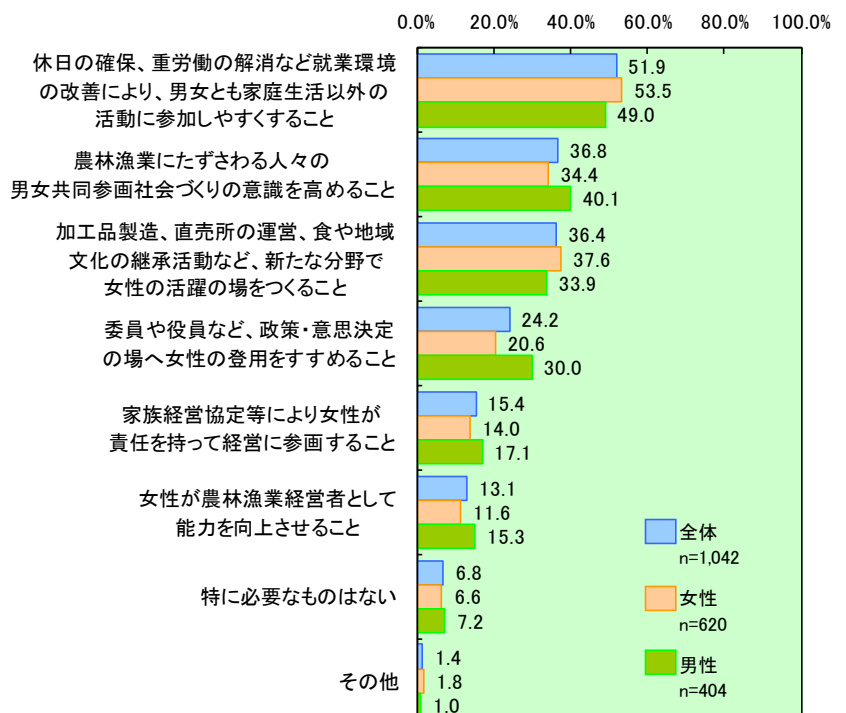
## IV 男女共同参画の推進に向けて

### 1. 農林漁業分野で必要なこと



男女ともに「休日の確保、重労働の解消など就業環境の改善により、男女とも家庭生活以外の活動に参加しやすくなること」が最も多くなっています。

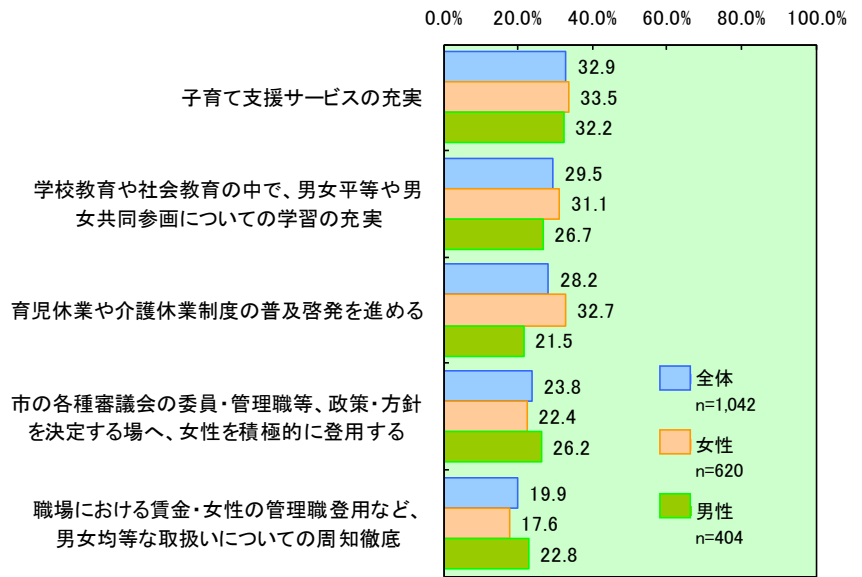
性別にみると、男性は「農林漁業にたずさわる人々の男女共同参画社会づくりの意識を高めること」と「委員や役員など、政策・意思決定の場へ女性の登用をすすめること」の割合が高く、女性は「休日の確保、重労働の解消など就業環境の改善により、男女とも家庭生活以外の活動に参加しやすくなること」と「加工品製造、直売所の運営、食や地域文化の継承活動など、新たな分野で女性の活躍の場をつくる」でやや高くなっています。



## 2. 宇城市の施策に望むもの

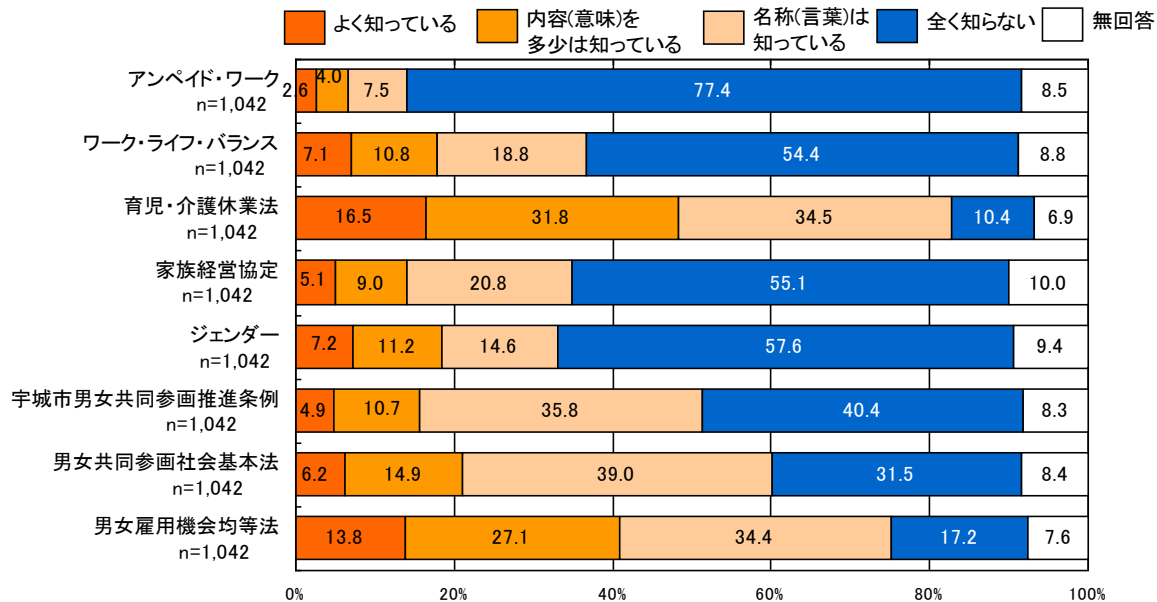
宇城市の施策に望まれていることは、「子育て支援サービスの充実」、「学校教育や社会教育の中で、男女平等や男女共同参画についての学習の充実」、「育児休業や介護休業制度の普及啓発を進める」が上位にあがっています。

性別にみると、男性で「市の各種審議会の委員・管理職等、政策・方針を決定する場へ、女性を積極的に登用する」、「職場における賃金・女性の管理職登用など、男女均等な扱いについての周知徹底」が高く、女性では「育児休業や介護休業制度の普及啓発を進める」が高くなっています。



## 3. 男女共同参画に関する用語の認知度

「育児・介護休業法」の『認知度』(「よく知っている」+「内容(意味)を多少は知っている」+「名称(言葉)は知っている」)が最も高く、これに次ぐ「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」、「宇城市男女共同参画推進条例」では、いずれも過半数が認知していると回答しています。一方、認知度が低いもの(「全く知らない」)では、「アンペイド・ワーク」、「ジェンダー」、「家族経営協定」、「ワーク・ライフ・バランス」となっています。



<p><b>※アンペイド・ワーク</b></p> <p>無償労働と訳され、賃金、報酬が支払われない労働、活動を意味します。無償労働の範囲は、サービスを提供する主体とそのサービスを受受する主体が分離可能で、かつ市場でそのサービスが提供される行動とされ、具体的には、家事、介護・看護、育児、買物、社会的行動を無償労働の範囲とされています。</p>	<p><b>※ワーク・ライフ・バランス</b></p> <p>仕事と生活の調和。仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。</p>
<p><b>※家族経営協定</b></p> <p>家族経営の農家で、家族それぞれの役割や権利について話し合い、その合意内容を文章化したものです。営農計画や作業分担のほか、労働報酬、経営者夫婦の引退後の扶養方法なども含まれ、女性農業者はこれを締結することで農業者年金に加入可能となります。</p>	<p><b>※ジェンダー</b></p> <p>人間には生まれつきの生物学的性別がある一方で、社会通念や慣習の中で社会によって作りあげられた「男性像」「女性像」があります。このような男性、女性の別を「ジェンダー(社会的性別)」といいます。</p>